〇〇議会　〇〇議長　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　年　　月　　日

請 願 者

住　　所

電　　話

紹介議員

**熱中症対策からも生活保護基準に夏季加算を設ける請願**

請願趣旨

このところ毎年のように夏季の猛暑がつづき、特に２０２５年では全土で熱中症による健康被害が心配され、熱中症警戒アラートが出される地域が広域になっています。環境省はその注意として「まずは、室内等のエアコン等により涼しい環境にて過ごしましょう。」「こまめな休憩や水分補給・塩分補給をしましょう。」「高齢者、乳幼児等の方は熱中症にかかりやすいので特に注意し、周囲の方も声かけをしましょう。」としています。

生活保護基準には冬季加算があります。冬季における光熱費等の増加需要に対応するものとして、基本は１１月～３月の生活扶助基準に上乗せして支給するものです。夏季の猛暑がつづく環境ではエアコンは必需品であり、光熱水費もかさみます。また、生活保護受給者の５５％が高齢者世帯であり、障がい者・傷病者世帯は２５％（２０２５年厚生労働省調べ）に及びます。これらは熱中症によるリスクが特に高い世帯です。

なお、[最高裁判所](http://www.asahi.com/topics/word/%E6%9C%80%E9%AB%98%E8%A3%81%E5%88%A4%E6%89%80.html)は２０２５年６月、国による２０１３年～１５年の[生活保護](http://www.asahi.com/topics/word/%E7%94%9F%E6%B4%BB%E4%BF%9D%E8%AD%B7.html)費の大幅な引き下げに対し裁量権の逸脱や乱用があり、違法だったとして減額の取り消しを明らかにしています。人間的な配慮は当然です。夏の冷房による健康確保は切実です。冬季加算だけでなく、エアコン設置費の「特別な事情がある場合」などの要件も緩和し、夏季加算を早急に新設すべきです。

つきましては地方自治法第９９条の規定により、意見書の提出を請願いたします。

請願項目

１．熱中症対策からも生活保護基準に夏季加算を新設すること。

１．冷房のためのエアコン設置については支給要件の緩和をすること。

提出先

衆議院議長　　参議院議長　　内閣総理大臣　　厚生労働大臣　　財務大臣　　総務大臣